

報道関係者 各位

平成30年10月26日

【照会先】

年金局 事業管理課

課長補佐 浅見 雅彦 (内線 3661)

(直通電話) 03(3595)2811

年金局 事業企画課調査室

室長補佐 武井 亜起夫(内線 3582)

(直通電話) 03(3595)2794

(代表電話) 03(5253)1111

日本年金機構 事業推進統括部

部長 菅野 惠文

(直通電話) 03(6892)0764

平成30年8月末現在 国民年金保険料の月次納付率

厚生労働省では、このほど、平成30年8月末現在の国民年金保険料の納付率を取りまとめましたので公表します。

本資料には、各月の保険料が3年経過後、2年経過後、1年経過後にどれだけ納められているかを示す「3年経過納付率」、「2年経過納付率」、「1年経過納付率」をまとめています。

保険料を納めるべき納付対象者の状況

- 平成27年8月分保険料の納付率（3年経過納付率）は、72.9%
（対前年同期増減幅+1.2%）
- 平成28年8月分保険料の納付率（2年経過納付率）は、73.2%
（対前年同期増減幅+4.6%）
- 平成29年8月分保険料の納付率（1年経過納付率）は、69.9%

（注）数値は、それぞれ四捨五入しているため、下一桁の計算が合わない場合がある。

国民年金保険料の月次納付率について

(平成30年8月末現在)

《保険料を納めるべき納付対象者の状況》

- 平成27年8月分保険料の納付率（3年経過納付率）は、72.9%
(対前年同期増減幅+1.2%)

	納付月数	納付対象月数	納付率
30年8月末現在	785万月	1,078万月	72.9%
29年8月末現在	770万月	1,074万月	71.7%
28年8月末現在	731万月	1,092万月	66.9%

※3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。

- 平成28年8月分保険料の納付率（2年経過納付率）は、73.2%
(対前年同期増減幅+4.6%)

	納付月数	納付対象月数	納付率
30年8月末現在	728万月	994万月	73.2%
29年8月末現在	693万月	1,010万月	68.7%

- 平成29年8月分保険料の納付率（1年経過納付率）は、69.9%

	納付月数	納付対象月数	納付率
30年8月末現在	653万月	933万月	69.9%

都道府県別納付状況

平成30年8月末現在

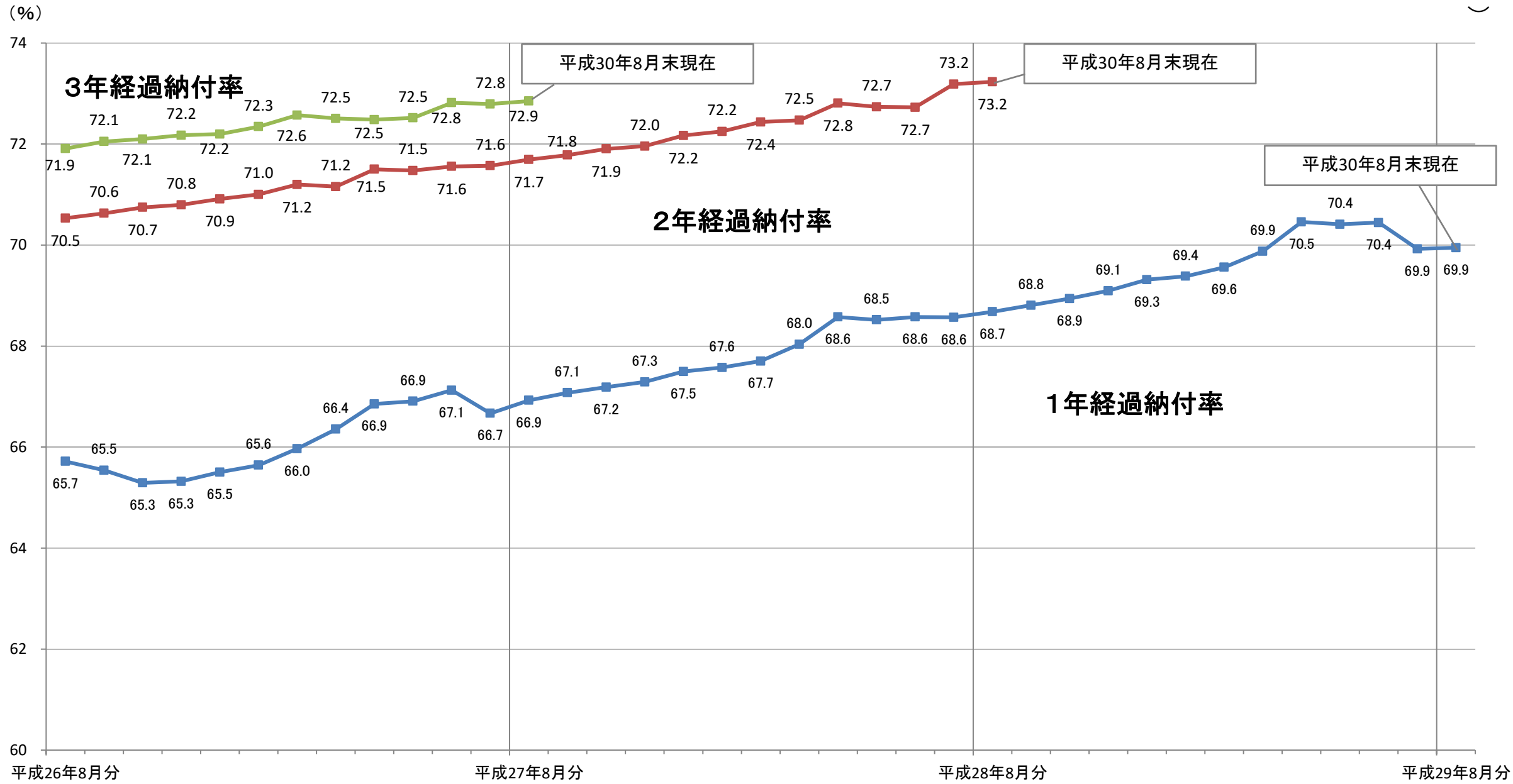
(単位:%)

都道府県	平成29年8月分保険料 (1年経過納付率)	平成28年8月分保険料 (2年経過納付率)		平成27年8月分保険料 (3年経過納付率)	
	納付率	納付率	納付率伸び (対前年同期)	納付率	納付率伸び (対前年同期)
全 国	69.9	73.2	+4.6	72.9	+1.2
北海道	70.8	73.7	+5.2	72.6	+1.2
青森	73.4	75.8	+5.4	74.1	+1.9
岩手	78.9	82.1	+4.5	81.5	+1.5
宮城	71.5	74.7	+5.1	74.1	+1.5
秋田	79.2	81.9	+4.0	81.3	+1.3
山形	79.9	83.0	+4.4	82.2	+1.4
福島	72.5	74.8	+4.5	74.5	+1.3
茨城	67.6	70.4	+4.1	70.1	+1.1
栃木	67.7	70.7	+4.2	70.5	+1.3
群馬	72.3	75.4	+3.4	75.2	+0.4
埼玉	67.6	70.3	+4.8	69.8	+1.3
千葉	68.1	71.0	+4.5	70.8	+1.2
東京都	66.2	69.3	+4.9	69.2	+1.0
神奈川県	69.2	72.1	+4.8	71.2	+1.0
新潟	82.0	84.5	+3.9	84.2	+1.1
富山	81.3	83.7	+3.2	83.3	+0.8
石川	79.6	81.7	+3.5	81.1	+0.8
福井	79.0	81.6	+3.9	81.2	+1.3
山梨	73.9	76.8	+4.2	76.6	+1.0
長野	78.2	80.5	+3.9	80.4	+1.1
岐阜	76.7	79.8	+3.5	79.4	+0.9
静岡県	74.4	77.2	+3.6	76.4	+1.1
愛知県	72.6	75.7	+3.9	75.3	+0.9
三重	75.1	78.3	+3.6	77.8	+0.9
滋賀	75.8	79.0	+3.8	78.8	+1.4
京都	72.2	75.9	+4.5	75.3	+0.9
大阪	60.6	65.1	+5.2	64.8	+1.4
兵庫県	69.6	73.2	+4.8	72.9	+1.3
奈良	74.9	78.4	+4.1	78.2	+0.9
和歌山	76.6	80.0	+3.6	79.6	+1.1
鳥取	77.2	80.5	+4.0	80.4	+1.4
島根	83.7	86.2	+3.2	86.0	+0.9
岡山	72.7	76.9	+4.5	77.2	+1.4
広島	74.6	77.8	+3.9	77.5	+1.2
山口	76.1	79.0	+4.2	78.4	+1.3
徳島	73.6	76.6	+4.3	75.9	+1.0
香川	76.3	79.1	+4.2	79.0	+1.1
愛媛	75.7	78.7	+4.2	78.2	+1.3
高知	75.4	78.7	+5.0	78.1	+1.3
福岡	67.5	71.6	+4.8	71.0	+1.0
佐賀	72.9	77.1	+4.0	77.0	+1.5
長崎	66.2	70.1	+4.2	70.9	+1.5
熊本	69.7	74.1	+5.1	74.2	+1.9
大分	68.8	72.8	+4.9	72.7	+1.2
宮崎	68.7	73.4	+4.1	74.0	+1.5
鹿児島	69.0	73.9	+4.5	74.0	+1.5
沖縄	54.0	59.8	+6.8	58.9	+2.0

国民年金保険料の月次納付率の推移

(保険料対象月:平成26年8月分～平成29年8月分)

(参考資料1)



※横軸は保険料対象月

(参考資料 2)

月次納付率の定義

平成 27 年 8 月分保険料の納付率 (3 年経過納付率)

$$\begin{aligned} \text{平成 27 年 8 月分保険料の納付率 (\%)} &= \frac{\left(\begin{array}{l} \text{平成 30 年 8 月末現在の} \\ \text{平成 27 年 8 月分保険料の納付月数} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{平成 30 年 8 月末現在の} \\ \text{平成 27 年 8 月分保険料の納付対象月数} \end{array} \right)} \times 100 \\ &\quad (\text{3 年経過納付率}) \end{aligned}$$

※ 保険料を徴収する権利は、納付期限（保険料対象月の翌月末）から 2 年を経過したときは時効によって消滅する。
なお、納付期限から 2 年経過後も、時効の中断等により保険料が納付される場合がある。

平成 28 年 8 月分保険料の納付率 (2 年経過納付率)

$$\begin{aligned} \text{平成 28 年 8 月分保険料の納付率 (\%)} &= \frac{\left(\begin{array}{l} \text{平成 30 年 8 月末現在の} \\ \text{平成 28 年 8 月分保険料の納付月数} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{平成 30 年 8 月末現在の} \\ \text{平成 28 年 8 月分保険料の納付対象月数} \end{array} \right)} \times 100 \\ &\quad (\text{2 年経過納付率}) \end{aligned}$$

平成 29 年 8 月分保険料の納付率 (1 年経過納付率)

$$\begin{aligned} \text{平成 29 年 8 月分保険料の納付率 (\%)} &= \frac{\left(\begin{array}{l} \text{平成 30 年 8 月末現在の} \\ \text{平成 29 年 8 月分保険料の納付月数} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{平成 30 年 8 月末現在の} \\ \text{平成 29 年 8 月分保険料の納付対象月数} \end{array} \right)} \times 100 \\ &\quad (\text{1 年経過納付率}) \end{aligned}$$